

在宅介護支援センター
介護予防支援等受託居宅介護支援事業所
品川区介護予防・日常生活支援
総合事業指定事業所

御中

品川区福祉部
高齢者地域支援課長 川原 由香乃
(公印省略)

令和6年度品川区介護予防・日常生活支援総合事業
費用額改定および届出書の提出について

平素より、品川区高齢者福祉施策へご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、品川区介護予防・日常生活支援総合事業においても費用額の一部改定を下記のとおり行います。

つきましては、必要な手続きについて適切にご対応をお願いいたします。

記

1. 費用単位数の一部改定について

(1) 改定内容

別紙(品川区介護予防・日常生活支援総合事業 令和6年度新単位数一覧)のとおり

(2) 加算の算定要件

基本的に介護サービスと同様ですが、厚生労働省告示をご参照ください。

(3) サービスコード表の変更について

費用単位数の変更に伴う新しいサービスコード表については現在作成中です。
準備ができ次第、改めてお知らせします。

2. 費用額改定等による届出書の提出について

(1) 届出書の様式変更について

届出書の一部を厚生労働大臣が定める様式に変更しました。令和6年4月1日以降は、品川区HPに掲載の新様式の使用をお願いいたします。

令和6年度中に品川区においても介護サービス情報指定申請システムを導入する予定です。準備ができ次第、改めてお知らせします。

【掲載場所】

トップページ>健康・福祉>介護>品川区介護予防・日常生活支援総合事業>
品川区介護予防・日常生活支援総合事業事業所指定申請様式について

(2) 費用額改定等による提出必要書類について

指定内容変更の提出書類一覧 は、品川区HPにて公開しております。

加算取得の介護給付費算定に係る体制等に関する届出を東京都等に行っていることが条件となる加算(科学的介護推進体制加算など)については、東京都等に提出した届出書および添付書類の写しを合わせて提出してください。

なお、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについての取扱いは、「(別紙) 総合事業算定に係る既存のサービス事業所の届出留意事項」をご確認ください。

(3) 提出期限について

令和6年4月1日からの加算の変更については、提出期限を令和6年4月22日(月)とします。その他の変更届は、従来通り変更のあった日から14日以内に提出してください。

また、下記表について、変更届の提出は不要としますが、各事業所において、適切に見直しを行ってください。

変更事項	対応
令和6年4月1日付 運営規程(料金表)のみの変更	変更届の提出は不要
高齢者虐待防止の条項に関する運営規定のみの変更	変更届の提出は不要

3. 利用者への説明について

基本報酬が変更となるため、現在契約中の方については、変更内容を記載した文書または新たな重要事項説明書を作成し、利用者もしくは家族に対し説明し同意を得るよう適切な対応をお願いします。

<お問合せ>

品川区福祉部高齢者地域支援課介護予防推進係

〒140-8715東京都品川区広町2-1-36

TEL : 03-5742-6733 FAX : 03-5742-6882